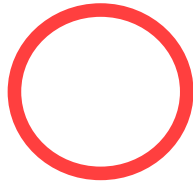


提案募集方式の対象範囲



対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲 (手挙げ方式)とする提案が可能

② 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

提案募集方式の対象外となる提案について【補足】

「提案募集に関するよくある御質問」より

- (1) 国が直接執行する事業の運用改善 (例: 国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和) や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案 (例: 再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮) 等、権限移譲や地方公共団体の事務処理又はその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外。
ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府に要相談。
- (2) 国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であるため、税制調査会等で議論されているところであり、基本的には対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。
- (3) 地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。

事前相談から提案までの流れ

